すること」とあるのは「有すること又は当該変更計画に係る使用方法に従い使用される場合にその使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と」を加え、「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に、「次条第二項」を「次項、次条第二項」に改め、「身体」と」の下に「、第五十二条第二項中「要指導医薬品、一般用医薬品」とあるのは「要指示医薬品以外の医薬品」と」を加え、「第六十四条」を「第六十三条の二第二項中「一般消費者の生活の用に供される」とあるのは「動物の所有者又は管理者により当該動物のために使用される」と、「第六十四条」に、「第六十八条の二第二項」を「第六十八条の二の五第二項」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「、第七十二条の二の二」を加え、「同条第四項及び第六項」を「同条第四項及び第六項」に改め、同条第二項中「第十三項（」を「第十五項（」に、「又は」を「若しくは」に改め、「承認の申請」の下に「又は第十四条の七の二第一項の変更計画の確認の申出」を、「当該申請」の下に「又は申出」を加え、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、「含む。）」の下に「又は第十四条の七の二第一項第三号ロ（残留性の程度に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項中「第九項（」を「第十一項（」に、「同じ。）又は」を「同じ。）若しくは」に改め、「承認の申請」の下に「又は第二十三条の三十二の二第一項の変更計画の確認の申出」を、「当該申請」の下に「又は申出」を加え、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「含む。）又は」を「含む。）」に、「に該当する」を「又は第二十三条の三十二の二第一項第三号ロ（当該再生医療等製品の使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれに係る部分に限る。）に該当する」に改める。

第八十三条の二の三第一項中「第二十六条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第八十四条第三号中「又は第十三項」を「若しくは第十五項」に改め、「規定」の下に「又は第十四条の七の二第七項の規定による命令」を加え、同条第八号中「又は第九項」を「若しくは第十一項」に改め、「規定」の下に「又は第二十三条の三十二の二第七項の規定による命令」を加え、同条第十三号中「第五項」を「第七項」に改め、同条第十八号、第十九号、第二十一号及び第二十二号中「第六十五条の五」を「第六十五条の四」に改め、同条第二十四号中「第六十五条の六」を「第六十五条の五」に改める。

第八十五条第三号中「第六十五条の五」を「第六十五条の四」に改める。

第八十六条第一項第一号中「第三十一条の二」を「第三十一条の二第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第三号中「第十四条第十一項」を「第十四条第十三項」に改め、同項第四号中「第三項又は第五項」を「第五項又は第十項」に改め、同項第七号中「第三項」を「第五項」に、「第五項」を「第十項」に改め、同項第八号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第九号中「第三項」を「第五項」に改め、同項第二十号中「第七十二条第三項又は第四項」を「第七十二条第三項から第五項まで」に改める。

第八十六条の三第一項第一号中「第十四条第十二項（同条第十三項」を「第十四条第十四項（同条第十五項」に改める。

第八十七条第二号中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、同条第九号中「第二十三条の二十五第十二項」を「第二十三条の二十五第十四項」に改め、同条第十三号中「第六十九条第一項から第五項まで」を「第六十九条第一項から第六項まで」に、「若しくは第五項」を「若しくは第六項」に改める。

第八十八条第一号中「第六条」の下に「、第六条の二第三項又は第六条の三第四項」を加える。

第八十九条第四号中「第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に改める。

第三条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項、第六十条及び第六十二条中「又は第六十八条の二の四第二項」を「、第六十八条の二の四第二項又は第六十八条の二の五」に改める。

第六十八条の二の五を第六十八条の二の六とし、第六十八条の二の四の次に次の一条を加える。

（医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の容器への表示等）

第六十八条の二の五　医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者は、厚生労働省令で定める区分に応じ、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の特定に資する情報を円滑に提供するため、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第六十八条の十九中「又は第六十八条の二の四第二項」とあるのは「第六十八条の二の三、第六十八条の二の四第二項」と、「又は第六十八条の二の三」とあるのは「、第六十八条の二の五」とあるのは「、第六十八条の二の五」に改める。

第六十九条第一項中「第六十八条の二の五第一項」を「第六十八条の二の五、第六十八条の二の六第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の二の五」を「第六十八条の二の六」に改める。

第八十条第七項中「及び第七章」を「、第七章及び第十一章」に改め、同条第八項中「第六十八条の二の五」を「第六十八条の二の六」に改める。

第八十三条第一項中「第六十八条の二の五第二項」を「第六十八条の二の六第二項」に改める。

（覚せい剤取締法の一部改正）

第四条　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

覚醒剤取締法

目次中「取扱」を「取扱い」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

本則中「覚せい剤製造業者」及び「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤施用機関」及び「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」及び「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤原料輸入業者」を「覚醒剤原料輸入業者」に、「覚せい剤原料輸出業者」を「覚醒剤原料輸出業者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤原料取扱者」及び「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」及び「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

第一条中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に、「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に、「取締」を「取締り」に改める。

第二条第一項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「覚せい作用」を「覚醒作用」に改め、同条第二項中「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に、「覚せい剤に」を「覚醒剤に」に改め、同条第三項中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同条第四項中「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に改め、同条第五項中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同条第六項中「覚せい剤原料を」を「覚醒剤原料を」に、「覚せい剤原料に」を「覚醒剤原料に」に改め、同条第九項及び第十項中「覚せい剤原料を」を「覚醒剤原料を」に改める。

第三条第一項第二号中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同項第三号中「覚せい剤に」を「覚醒剤に」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改める。

第七条中「取消」を「取消し」に、「外」を「ほか」に改める。

第八条第一項中「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に改める。

第九条第一項第一号中「覚せい剤製造」を「覚醒剤製造」に改め、同項第二号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同条第二項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改める。

第十条第二項中「指定の取消」を「指定の取消し」に、「開設許可の取消し」を「開設許可の取消し」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十一条第一項中「き損し」を「毀損し」に改める。